

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和6年3月21日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 私立幼稚園及び私立認可保育所から認定こども園への移行について・・・	2
(2) 区立元宿こども園の認可定員の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 区立第三上沼田保育園の移転・改築について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4) 企業主導型保育を含む認可外保育施設利用者への利用費補助拡充(案)について・・・	6
(5) 小規模保育への保育従事者配置に対する補助要件の緩和(案)について・・・	8

( 教育委員会 )

# 子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	私立幼稚園及び私立認可保育所から認定こども園への移行について									
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、私立保育園課									
内容	<p>複数の私立幼稚園及び私立認可保育所の運営事業者から、認定こども園への移行の要望があがっていることから、区の今後の方針について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 今後の方針</b>  <b>課題や手続き方法を整理した上で、原則、認定こども園への移行支援を行っていく。</b></p> <p><b>【理由】</b></p> <p>(1) 保育定員が充足している中で、認定こども園に移行することは、空き枠の増につながることから、子ども・子育て支援新制度(※)が開始された平成27年4月以降、認定こども園への移行は行ってこなかったが、今後は、就学前人口の推移に伴う保育需要の変動等に対し、柔軟に対応できる多様な保育施設の在り方を検討する必要がある。</p> <p>※ 幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るために平成27年4月から開始された制度</p> <p>(2) 現在、年度途中の待機児童対策が課題となっており、認定こども園化を機に待機児童が生じやすい0歳から2歳児の保育定員を拡充することで、部分的な地域の待機児童解消につながる可能性がある。</p> <p>(3) 私立幼稚園を中心に園児数が減少している中で、園側の経営努力として認定こども園への移行を希望するのであれば、区として支援する必要がある。</p> <p><b>2 メリット・デメリット</b></p> <table border="1" data-bbox="416 1505 1461 2051"> <tr> <td data-bbox="416 1505 608 1653" rowspan="2">メリット</td> <td data-bbox="608 1505 740 1653">区</td> <td data-bbox="740 1505 1461 1653">幼稚園が認定こども園になることで、0歳から2歳児の定員が増える可能性があり、年度途中の待機児童対策につながる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1653 740 1906">事業者</td> <td data-bbox="740 1653 1461 1906">(1) 園児数の増につながる。 (2) 認定こども園移行に合わせて施設更新を行うことで、整備補助金の交付が期待できる。 (3) 同系列の園同士を統合することで、経営のスリム化を図ることができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1906 608 2051">デメリット</td> <td data-bbox="608 1906 740 2051">区事業者</td> <td data-bbox="740 1906 1461 2051">想定どおりに園児の受け入れができなかった場合、経営状況の悪化により閉園につながる可能性がある。</td> </tr> </table>		メリット	区	幼稚園が認定こども園になることで、0歳から2歳児の定員が増える可能性があり、年度途中の待機児童対策につながる。	事業者	(1) 園児数の増につながる。 (2) 認定こども園移行に合わせて施設更新を行うことで、整備補助金の交付が期待できる。 (3) 同系列の園同士を統合することで、経営のスリム化を図ることができる。	デメリット	区事業者	想定どおりに園児の受け入れができなかった場合、経営状況の悪化により閉園につながる可能性がある。
メリット	区	幼稚園が認定こども園になることで、0歳から2歳児の定員が増える可能性があり、年度途中の待機児童対策につながる。								
	事業者	(1) 園児数の増につながる。 (2) 認定こども園移行に合わせて施設更新を行うことで、整備補助金の交付が期待できる。 (3) 同系列の園同士を統合することで、経営のスリム化を図ることができる。								
デメリット	区事業者	想定どおりに園児の受け入れができなかった場合、経営状況の悪化により閉園につながる可能性がある。								

### 3 認定こども園移行までの主な手続等

事前協議から認可まで順調に進んだ場合、おおよそ1年程度かかる見込みである。

- (1) 事前協議（事業者→区）
- (2) 計画承認申請（区→都）
- (3) 都児童福祉審議会（計画承認）
- (4) 認可申請提出（事業者→区）
- (5) 認可申請提出（区→都）
- (6) 議会報告（1月閉会中）
- (7) 保護者説明会（事業者→保護者）
- (8) 都児童福祉審議会（認可）

#### 【参考】

各施設の相違点

	幼稚園	認定こども園		認可保育所
		短時間利用	長時間利用	
特徴	幼児期の <b>教育</b> を行う学校教育法に基づく学校	幼児教育を行う	幼児教育を行う他に保育サービスを併せて提供	子どもの成長や発達過程を踏まえた <b>保育</b> を実施
対象年齢	3歳～就学前（園により異なる）		0歳～就学前（園により異なる）	
利用時間	概ね4～5時間 （園により預かり保育あり）		開所時間の範囲内 （標準保育時間は11時間）	
所管官庁	文部科学省	文部科学省・こども家庭庁		こども家庭庁

※所管官庁は令和6年4月からの区分け

区内の認定こども園の設置状況（令和6年3月時点）

類型	区立	私立
保育所型	1園	0園
幼稚園型	0園	4園
幼保連携型	2園	0園

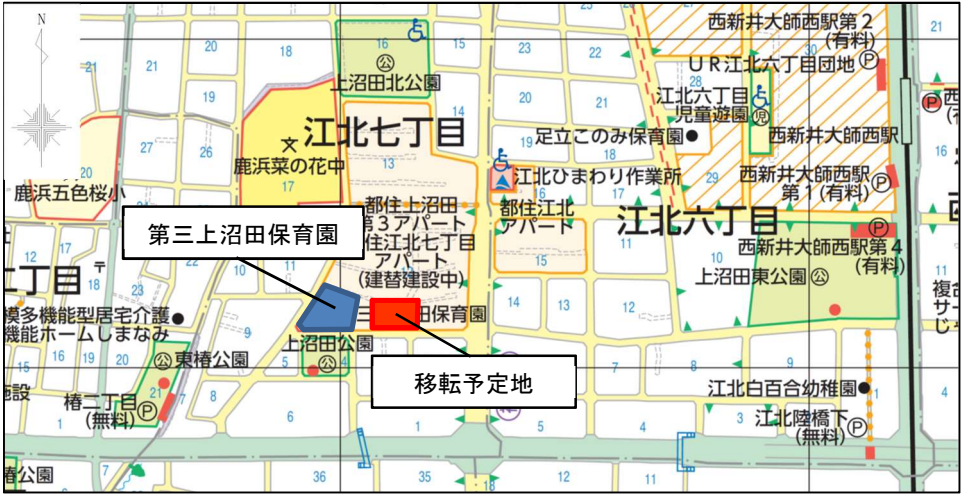
子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	<b>区立元宿こども園の認可定員の変更について</b>																																																																																																										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課																																																																																																										
内容	<p>幼保連携型認定こども園として東京都から認可を受けて運営している、区立元宿こども園について、以下のとおり認可定員の変更を行うため報告する。</p> <p><b>1 変更理由</b></p> <p>(1) 大幅な定員割れが数年続いており、入所希望者数の増加が見込まれないため。</p> <p>(2) 令和7年度に保育所型認定こども園への類型変更を予定しており、集約する第二園舎の施設規模に応じた定員にあらかじめ変更することで、円滑な移行を図るため。</p> <p><b>【参考】近年の入所状況</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児 長時間</th> <th>5歳児 長時間</th> <th>4歳児 短時間</th> <th>5歳児 短時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3. 4月</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>R3. 10月</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>R4. 4月</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>18</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>R4. 10月</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>R5. 4月</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>R5. 10月</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 変更時期</b> 令和6年4月1日</p> <p><b>3 定員変更の内容</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児 長時間</th> <th>5歳児 長時間</th> <th>4歳児 短時間</th> <th>5歳児 短時間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td><b>変更後</b></td> <td><b>6</b></td> <td><b>10</b></td> <td><b>10</b></td> <td><b>10</b></td> <td><b>10</b></td> <td><b>6</b></td> <td><b>6</b></td> <td><b>58</b></td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>-9</td> <td>-8</td> <td>-10</td> <td>-12</td> <td>-13</td> <td>-19</td> <td>-19</td> <td>-90</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 今後の方針</b></p> <p>(1) 東京都に内容変更の手続きを行っていく。</p> <p>(2) 令和7年度からの保育所型認定こども園への類型変更の手続きを並行して進めていく。</p>									1歳児	2歳児	3歳児	4歳児 長時間	5歳児 長時間	4歳児 短時間	5歳児 短時間	合計	R3. 4月	3	5	11	17	20	3	7	66	R3. 10月	6	5	12	18	20	3	7	71	R4. 4月	2	6	4	11	18	0	3	44	R4. 10月	3	6	5	11	19	2	2	48	R5. 4月	1	5	5	6	10	2	2	31	R5. 10月	2	6	6	6	10	2	5	37		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児 長時間	5歳児 長時間	4歳児 短時間	5歳児 短時間	合計	変更前	15	18	20	22	23	25	25	148	<b>変更後</b>	<b>6</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>58</b>	差	-9	-8	-10	-12	-13	-19	-19	-90
		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児 長時間	5歳児 長時間	4歳児 短時間	5歳児 短時間	合計																																																																																																		
	R3. 4月	3	5	11	17	20	3	7	66																																																																																																		
	R3. 10月	6	5	12	18	20	3	7	71																																																																																																		
R4. 4月	2	6	4	11	18	0	3	44																																																																																																			
R4. 10月	3	6	5	11	19	2	2	48																																																																																																			
R5. 4月	1	5	5	6	10	2	2	31																																																																																																			
R5. 10月	2	6	6	6	10	2	5	37																																																																																																			
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児 長時間	5歳児 長時間	4歳児 短時間	5歳児 短時間	合計																																																																																																			
変更前	15	18	20	22	23	25	25	148																																																																																																			
<b>変更後</b>	<b>6</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>58</b>																																																																																																			
差	-9	-8	-10	-12	-13	-19	-19	-90																																																																																																			

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	<b>区立第三上沼田保育園の移転・改築について</b>						
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課						
内容	<p>区立第三上沼田保育園について、都営住宅の建替えに伴い、移転・改築を予定しているため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 第三上沼田保育園について</b></p> <p>(1) 所在地 江北七丁目12番3号 都営上沼田第3アパート3号棟1階</p> <p>(2) 築年数 築53年(1970年建築)</p> <p><b>2 移転先</b> 足立区江北七丁目12番地内(都営住宅創出用地)</p>  <p><b>3 移転時期</b> 令和8年12月(予定)</p> <p><b>4 移転・改築理由</b> 都営上沼田第3アパート(江北七丁目アパート)の建替えに伴い、3号棟1階で運営する第三上沼田保育園も移転する必要があるため。団地内に保育園用の創出用地を確保し、単独園舎として移転する。</p> <p><b>5 スケジュール(予定)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年5月～令和6年10月</td> <td>基本設計・実施設計</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月～令和8年11月</td> <td>新園舎新築工事</td> </tr> <tr> <td>令和8年12月</td> <td>引越し・新園舎供用開始</td> </tr> </table> <p><b>6 今後の方針</b> 設計及び工事の進行管理を行うとともに、保育園利用者にスケジュール等を周知していく。</p>	令和5年5月～令和6年10月	基本設計・実施設計	令和7年3月～令和8年11月	新園舎新築工事	令和8年12月	引越し・新園舎供用開始
令和5年5月～令和6年10月	基本設計・実施設計						
令和7年3月～令和8年11月	新園舎新築工事						
令和8年12月	引越し・新園舎供用開始						

件名	<b>企業主導型保育を含む認可外保育施設利用者への利用費補助拡充（案）について</b>												
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課												
内容	<p><b>1 目的</b> 認可外保育施設利用者に対し、これまでは国の無償化枠の範囲内で補助を行ってきた。しかし、認可外保育施設を利用している方の負担を軽減し、子どもを育てやすい環境を整備するため、認可保育所等利用負担と同水準になるよう、区独自に補助を拡充する。</p> <p><b>2 拡充対象施設</b> 都道府県より、認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付を受けている施設（企業主導型保育含む。）</p> <p style="text-align: right;">令和6年1月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="437 1050 1409 1238"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>区内事業者数</th> <th>対象施設数</th> <th>対象外施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業主導型保育</td> <td>27</td> <td>23</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>認可外保育施設</td> <td>28</td> <td>8</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 補助対象者及び対象経費</b>                      (1) 対象者                      月ぎめで月120時間以上利用している保護者                      (2) 対象経費                      ア 利用者負担額として施設に支払った保育料と支給限度額を比べて低い方の額                      イ 負担軽減を利用している場合、当該軽減適用後、施設に支払った保育料が対象</p> <p><b>4 事業費</b>                      総所要額 158,136千円                      都補助金 112,836千円（都認可外保育施設利用支援事業）                      区負担 45,300千円</p> <p><b>5 開始時期</b>                      予算案の議決を受けて、令和6年4月から実施予定</p>	施設種別	区内事業者数	対象施設数	対象外施設数	企業主導型保育	27	23	4	認可外保育施設	28	8	20
施設種別	区内事業者数	対象施設数	対象外施設数										
企業主導型保育	27	23	4										
認可外保育施設	28	8	20										

## 6 拡充額及び対象児童

種別	児童数	0～2 歳児		3～5 歳児
		課税	非課税	所得制限なし
企業主導型保育	第1子	0円 (変更なし) 【138人】	0円⇒ <u>25,000円</u> に拡充 【8人】	0円⇒ <u>20,000円</u> に拡充 【14人】
	第2子以降	0円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【137人】	0円⇒ <u>25,000円</u> に拡充 【8人】	0円⇒ <u>20,000円</u> に拡充 【13人】
認可外保育施設	第1子	0円 (変更なし) 【9人】	42,000円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【1人】	37,000円⇒ <u>57,000円</u> に拡充 【49人】
	第2子以降	0円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【8人】	42,000円⇒ <u>67,000円</u> に拡充 【1人】	37,000円⇒ <u>57,000円</u> に拡充 【49人】

【 】は対象児童数

## 7 他区の実施状況

- (1) 企業主導型保育 11区実施  
 ※ 実施は港、新宿、台東、目黒、大田、世田谷、渋谷、杉並、荒川、練馬、葛飾
- (2) 認可外保育施設 17区実施  
 ※ 未実施は千代田、中央、墨田、豊島、江戸川

## 8 今後の課題

対象施設及び利用者への周知を正確に行う。  
 証明書交付がなく拡充対象から外れる施設に対し、早急に基準を満たし対象となれるよう働きかける。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和6年3月21日

件名	小規模保育への保育従事者配置に対する補助要件の緩和（案）について																			
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																			
内容	<p><b>1 目的</b> 開所時間内の人員体制を確保するための人件費補助について、要件を緩和することにより安定的な配置体制を促し、保育士の負担軽減を図る。</p> <p><b>2 緩和する要件と対象見込み</b> 当該補助金は、11時間開所保育の人員体制充実を図るための費用として、所定時間以上の雇用分を補助している。</p> <p>(1) 今回緩和する要件</p> <table border="1" data-bbox="416 862 1386 1025"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>緩和後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用時間（2人合算可）</td> <td>月96時間以上</td> <td>月80時間以上</td> </tr> <tr> <td>対象人数（見込み）</td> <td>240人</td> <td>270人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 予算規模（令和5年度当初予算） 40,747千円</p> <p>(3) 補助実績見込み（令和5年度決算見込み） 30,557千円</p> <p><b>3 緩和の効果</b> 補助要件を緩和することで、短時間に限り就労可能な保育従事者を確保することが可能となるため、安定的な配置体制を構築する一助と考える。</p> <p>(事例) 短時間勤務を希望する保育士が2人いる場合</p> <table border="1" data-bbox="397 1570 1367 1852"> <tbody> <tr> <td colspan="2">A保育士 月48時間勤務（月16日×朝 3時間）を希望</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B保育士 月40時間勤務（月20日×夕方2時間）を希望</td> </tr> <tr> <td colspan="2">時間数計 月88時間</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>補助要件を満たさないため、保育士A、Bの配置を見送る</td> </tr> <tr> <td>緩和後</td> <td>補助要件を満たすため、保育士A、Bの配置が可能</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 今後の方針</b> 必要な補助要綱を改正し、令和6年度当初予算が成立後、施設へ事業周知を行う。</p>		現行	緩和後	雇用時間（2人合算可）	月96時間以上	月80時間以上	対象人数（見込み）	240人	270人	A保育士 月48時間勤務（月16日×朝 3時間）を希望		B保育士 月40時間勤務（月20日×夕方2時間）を希望		時間数計 月88時間		現行	補助要件を満たさないため、保育士A、Bの配置を見送る	緩和後	補助要件を満たすため、保育士A、Bの配置が可能
	現行	緩和後																		
雇用時間（2人合算可）	月96時間以上	月80時間以上																		
対象人数（見込み）	240人	270人																		
A保育士 月48時間勤務（月16日×朝 3時間）を希望																				
B保育士 月40時間勤務（月20日×夕方2時間）を希望																				
時間数計 月88時間																				
現行	補助要件を満たさないため、保育士A、Bの配置を見送る																			
緩和後	補助要件を満たすため、保育士A、Bの配置が可能																			